

大阪市生野区マスコットキャラクター使用(承認・不承認)通知書

大生第 号
年 月 日

様

生野区長

年 月 日付で申請のあった生野区マスコットキャラクターの使用については、
(承認・不承認)することに決定したので通知します。

(不承認の理由)

(使用上の遵守事項)

- (1) 当区のマスコットキャラクターであることを明確にすること。
- (2) 当区及び当区マスコットキャラクターのイメージを損なうような使用をしないこと。
- (3) 着ぐるみ等を譲渡し又は転貸しないこと。
- (4) 搬送手段ならびに着用者は使用者が用意すること。
- (5) 着ぐるみの使用にあたっては、「いくみん着ぐるみ等使用マニュアル」をよく読み、その指示に従うこと。
- (6) 着ぐるみ等の返却は、返却予定日までに返却すること。また、やむを得ず返却予定日までに返却できない場合は、事前に当区あて連絡すること。

(その他)

- (1) 着ぐるみ等を破損又は汚損した場合は、速やかに当区役所に連絡し、原状回復の方法を協議のうえ、使用者の責任と負担により原状に復さなければならない。
- (2) 着ぐるみ等の貸出し及び使用、又は貸出し承認の取消しにより、使用者が被った損害、又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、当区役所はその責めを負わない。